

## 公有水面埋立法施行令

### 1. 案内情報

手続名	: 水面権利者に対する損害防止施設又は補償の協議の届出
手続根拠	: 公有水面埋立法施行令第10条第2項
手続対象者	: 公有水面埋立免許を受けた者及び水面権利者
提出時期	: 協議が整って14日以内
提出方法	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
申請書様式	: 同上
記載要領・記載例	: 同上

### 2. 窓口情報

提出先	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
受付時間	: 同上
相談窓口	: 同上

### 3. 手続情報

審査基準	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
標準処理機関	: 同上
不服申立方法	: (行政不服審査法の規定による)